

輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領

制定	平成26年4月1日25食産第4814号 農林水産省食料産業局長通知
改正	平成26年9月12日26食産第2162号
改正	平成27年4月9日26食産第4556号
改正	平成27年8月20日27食産第1485号
改正	平成28年4月1日27食産第6139号
改正	平成29年3月31日28食産第6063号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1（3）の輸出に取り組む事業者向け対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の3の食料産業局長が別に定める者は、次の（1）及び（2）に掲げる者とする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人（直近3か年の輸出額の実績の平均が100万円以上の法人に限る。）にあつては、第3の3から5までに係るものに限る。）、商工業者の組織する団体、民間事業者（第3の2から5までに係るものに限る。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合（第3の3から5までに係るものに限る。）、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合（第3の3から5までに係るものに限る。）及び輸出組合並びに酒類業組合並びにその連合会及び中央会
 - （2）法人格を有しない団体であつて、事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 1の（2）の特認団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものでなければならない。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）年度ごとに事業計画、収支予算等が、総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産省・地域の活力

創造本部取りまとめ）（以下「輸出戦略」という。）に沿って、農林漁業者や食品事業者の組織する団体等である広域規模団体又は地域規模団体が、次の１から５までのの中から選択して行う輸出に係る取組を実施する。

ただし、１と２の（１）又は（２）とを併せて選択することはできないこととする。

なお、地域規模団体は次の①から③までのいずれかに該当する団体等とし、広域規模団体は地域規模団体以外の団体等とする。

① 輸出を促進しようとする品目の主な産地等が特定の地方農政局の管轄区域内（注）に所在する団体等

② 輸出を促進しようとする品目の主な産地等が北海道の区域内に所在する団体等

③ 輸出を促進しようとする品目の主な産地等が沖縄県の区域内に所在する団体等

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第91条に定める管轄区域をいう。

1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組

輸出戦略に掲げる品目のうち水産物（水産加工品を含む。）、コメ・コメ加工品（米菓及び日本酒を含む。）、花き、畜産物（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳・乳製品）、茶、林産物のうち木材（丸太及び木材製品に限る。以下「林産物」という。）、青果物及び加工食品（菓子に限る。）の８品目について、品目別に輸出促進の司令塔となりマーケティングを担う団体（以下「品目別輸出団体」という。）がジャパン・ブランドの確立を目的として、当該品目について、次の取組を実施する。

なお、国内検討会については、生産者、関係事業者の代表者、学識経験者等を参加者として、開催することに加え、業界内における意見及び要望の効果的な聴取等のため、国内の主要な輸出産地等において別途検討会を開催することも可能とする。

また、事業実施国・地域の選択やプロモーションの企画・実行に当たっては、オールジャパンの輸出サポート機関等と一体となった取組を行うこととする。

（１）水産物

ア 国内検討会等の開催

水産物の輸出を拡大するための、周年供給等の戦略的販売の構築等に向けて、国内での検討会、輸出に取り組む事業者向けのセミナー等を実施する。

イ 海外マーケットの調査

日本産水産物の新たな販路を開拓するため、水産物の流通状況、消費者の嗜好、競合国の販売状況等について調査を実施する。

ウ 日本産水産物のPR

日本の季節に応じた多様な水産物をアピールするほか、コメ・日本酒など消費の相乗効果が期待できる製品と連動して、パンフレット等の各種広報媒体の作成及び配布、現地のバイヤーや料理人等を対象としたセミナーの実施等によりPRする。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

水産物の輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向けた取組や輸出条件に対応するために必要な調査等を実施する。

オ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や試食会、調理デモ等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(2) コメ・コメ加工品

ア 国内検討会の開催

販路開拓のための具体的なPR手法、輸出用米及び酒造用米の安定供給の実現、輸出ロットの拡大や共同輸送による輸送コストの削減、高付加価値米、パックご飯、冷凍米飯等加工形態の販売等に関する検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

商品や輸出ルートの多様化により輸出のターゲット市場を拡大するため、対象国・地域の需要動向、販売実態、価格構造に加え、高付加価値米、パックご飯、冷凍米飯等加工形態のニーズ等を把握するための調査を実施する。

ウ 日本産コメ・コメ加工品のPR

日本産コメ・コメ加工品の存在感を高めるため、共通ロゴマークなどプロモーションデザインを統一し、日本食・食文化の普及と一体となったPR、オピニオンリーダー等を活用したセミナーや啓発活動、機能性成分を含んだ高付加価値商品の普及啓発等実施する。

さらに、日本酒の魅力や味の違いを海外の消費者等に伝達するプロを育成するため、国内外の有名なシェフ、ソムリエ、バイヤー、料理研究家、日本酒の輸出に取り組む事業者の従業員等の海外で日本酒をPRするキーパーソン等を対象として、国内への酒蔵等への招へい、現地における日本酒関連セミナー等を実施するとともに、国内外のコンサルタント等による、モバイルアプリの活用や出版物等を通じた訪日外国人旅行者への訴求も意識した海外におけるプロモーションを実施する。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

日本産米に係る業界共通の輸出環境の課題解決を図る一環として、GLOBAL G. A. P. や HACCPをベースにした食品安全管理規格等の安全性をアピールできる生産、流通体制の確立に向け、生産者、流通業者等を参加者として、認証の取得に向けた講習会等を実施する。

オ 米輸出統一ロゴマークの管理

米輸出統一ロゴマークについて、業界共通の知的財産保護を目的として、弁理士の活用等により、対象国・地域への商標登録の申請、出願及び使用実績の作成等の管理業務を行うほか、不正使用等の権利侵害行為の監視、是正措置等の管理業務を実施する。

カ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や試食会、調理デモ等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(3) 花き

ア 国内検討会の開催

産地間連携の促進やブランドの育成に向けた意識の醸成、日本産花き共通ロゴマークの制作・活用、輸出向けの国内生産・流通体制の確立、輸送時の鮮度保持技術の開発、知的財産権保護の重要性に係る啓発等を通じたジャパン・ブランドの確立に向けて、国内での検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

現地ニーズに応じたプロモーション活動を強化し、日本ならではの品種の多さ、花卉の大きさや品質を戦略的に売り込むため、当該国の輸入慣行や手続、市場動向に係る調査を実施する。

ウ 日本産花きのPR

日本産花きの普及及び定着を図るため、高級花きの需要者である「フラワーデザイナー」等へのプロモーション、各種国際博覧会等における植木・盆栽の新商材や外国人観光客向け手土産盆栽等のセミナー、日本の花き文化との一体的な魅力発信、出荷時期に合わせたプロモーション等のPRを実施する。

また、日本産花きの魅力を海外に発信するため、海外バイヤー等を花きの国内産地や展示会等に招へいし、その特徴や品質の高さ等に関する認知度向上につなげる取組を実施する。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

日本産花きに係る業界共通の輸出環境の課題解決を図る一環として、研究機関等を交えた植木の線虫対策に係るセミナーの開催等を実施する。

更に、植木、盆栽、鉢もの等土壌付き植物に関する隔離生産技術の実証に向けた課題整理を行う検討会等を実施する。

オ 日本産花き共通ロゴマークの管理

日本産花き共通ロゴマークについて、業界共通の財産保護を目的として、弁理士の活用等により、対象国・地域への商標登録の申請、出願及び使用実績の作成等の管理業務を行うほか、不正使用等の権利侵害行為の監視、是正措置等の管理業務を実施する。

カ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動やフラワーアレンジ等のデモンストレーション等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(4) 畜産物

ア 国内検討会の開催

牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳・乳製品の各畜産物の流通状況の分析、PRや販売戦略の企画・立案、畜産物に係る共通ロゴマークの効果的な使用・普及、日本産畜産物の特長を活かす加工技術・調理方法の普及等を通じたジャパン・ブランドの確立に向けて、国内での検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

各品目別の輸出先国の輸入や流通制度、流通・販売の状況、購買層ごとの消費・嗜好動向等の調査を実施する。

ウ 日本産畜産物のPR

日本産畜産物の強みを活かす売り方・食べ方を国産畜産物の差別化を

図るため、各品目における日本食文化との一体的なプロモーションや、日本産畜産物の特長を活かす調理方法の提案や実演によるセミナーの開催、各種メディアを活用した広報活動等を実施する。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

ハラール認証やEUHACCPに対応した食肉処理施設を増加させるなど輸出環境の改善を図るため、食肉加工業者等を参加者として、認証の取得に向けた講習会等を開催する。

オ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や試食会、調理デモ等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(5) 茶

ア 国内検討会の開催

輸出用茶の生産体制、対象国・地域ごとの嗜好に合わせた栽培・加工、日本産茶のブランド戦略の策定、対象国・地域の嗜好に合わせたプロモーション等を通じたジャパン・ブランドの確立に向けて、国内での検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

日本産茶の輸出拡大に向けて、対象国・地域ごとのニーズに合ったプロモーション、商品開発のための嗜好、需要等について、調査を実施する。

ウ 日本産茶のPR

日本産茶の効果的な魅力発信を行うため、日本茶普及のための人材活用、日本茶の歴史・文化及びそれを背景とした茶の淹れ方、飲み方の普及及び指導のためのセミナーの開催、日本茶文化、機能性成分を紹介した多言語の広報資材の活用等のPRを実施する。

また、日本産茶の魅力を海外に発信するため、海外の販売事業者等を国内の産地や加工現場に招へいし、試飲会やセミナーの開催等のPRを実施する。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

日本産茶に係る業界共通の輸出環境の課題解決を図る一環として、残留農薬の分析、輸出先国へのインポートトレランスの申請、日本茶の特徴的な成分、飲用がもたらす効用等他国産の茶との差別化を図るための分析等を実施する。

オ 日本茶共通ロゴマークの管理

日本茶共通ロゴマークについて、日本茶のブランド戦略に沿ったマークを作成する。

また、業界共通の財産保護を目的として、共通ロゴマークの日本国内及び対象国・地域への商標登録の出願及び使用要件の作成、不正使用等の権利侵害行為の監視、是正措置等の管理業務を実施する。

カ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や試飲会、抹茶デザート等の調理デモ等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(6) 林産物

ア 国内検討会の開催

産地間連携による共同輸出、対象国・地域が求める樹種、規格、時期等の分析、木材輸出に関する制度や海外市場の理解促進、事業者の輸出実践力向上等を通じたジャパン・ブランドの確立に向けて、国内での検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

日本産林産物の需要拡大や付加価値の向上を図るため、海外における木材のニーズや用途、嗜好の把握、富裕層を顧客に持つバイヤーの発掘等の調査を実施する。

ウ 日本産林産物のPR

日本産林産物の認知度向上やブランド化に向けて、多様な媒体を通じた宣伝及び普及、セミナーの開催、展示会への参加等によるPRを実施する。

また、日本産木材の特徴や品質の高さを海外に発信するため、産地や木材加工施設等に海外バイヤー等を招へいしPRを実施する

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

中国の「木構造設計規範」の改定により、日本産スギ、ヒノキ、カラマツの軸組構法が新たに規定されることを踏まえ、現場レベルでの普及及び活用が可能な具体的な手引書の策定に向けて、中国側と連携して検討を行うとともに、提案内容について普及に向けた取組を実施する。

オ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や製品デモ等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(7) 青果物

ア 国内検討会の開催

青果物の輸出産地、事業者等を参加者として、海外市場における日本産青果物のPRや販売戦略の構築、品目間・産地間でのリレー出荷、産地間連携の取組の企画・検証等を通じたジャパン・ブランドの確立に向けて、国内での検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

青果物の輸出拡大に向けて、情報が不足している品目を中心に、日本産品や他国産競合品の流通・販売状況、消費・嗜好動向等についての調査を実施する。

ウ 日本産青果物のPR

日本産青果物の消費拡大や、富裕層の認知度向上等や新規層の開拓のため、小売店等において、日本産青果物や青果物の加工商品のおいしさ、高品質、安全性等をアピールするセミナー等を開催しPRを実施する。

更に、対象国・地域のマスコミ等情報発信力のある者を招へいし、日本産青果物や国内産地等に関する情報を発信してもらうことでPRにつながる取組を実施する。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

日本産青果物に係る業界共通の輸出環境の課題解決を図るため、生産者、流通業者等を参加者とし、植物検疫条件・残留農薬基準対応や、GLOBALG.A.P.やHACCP等安全性をアピールできる生産、流通体制の確立等

に向けた講習会等を実施する。

オ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体の構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や試食会、調理デモ等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(8) 加工食品（菓子）

ア 国内検討会の開催

海外における日本産菓子のPRや販売戦略の企画・立案や効果的なマーケティング等、ジャパンプランドの確立に向けて、国内での検討会を実施する。

イ 海外マーケットの調査

日本産菓子の輸出拡大に向け、現地ニーズに適した商品の特徴及び価格設定の検討を行うため、未開拓市場における市場、嗜好等の調査を実施する。

ウ 日本産菓子のPR

日本産菓子のおいしさや品質の高さ、食べ方の提案や日本食文化との一体的なプロモーションを実施する。

また、日本産菓子の品質、安全性等に関する認知度向上のため、現地バイヤー等を招へいし生産現場での品質・衛生管理等のPRを実施する。

エ 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施

日本産菓子の賞味期限延長や製造工程に新たな技術の導入等やHACCP等について、業界関係者等を参加者とした講習会を実施する。

オ 販売促進、販路開拓等の取組

品目別輸出団体構成員等が国内外において新たな販路を開拓するため、国内外の見本市への出展、商談会の開催や参加等の販路開拓活動や試食会等の販売促進活動及び各種広報活動を実施する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、通信運搬費、人件費（本事業の実施に要する事務局員の直接作業時間に対する給料その他手当に限る。）並びに輸送費（海外で日本産品をPRするためのセミナーの実施に係るものに限る。）

2 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、介護食品や機能性食品等の多様な加工食品に関する国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方農政局等の管轄区域に準ずる規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的として、次の（１）から（３）までの全部又は一部を行う取組を実施する。

ただし、１の（１）から（８）に掲げる１品目のみを対象とする場合には、本事業を選択することはできないこととする。

なお、（２）の取組については、（１）の取組と併せて実施することとする。

(1) 産地間連携等推進検討会の開催

産地間連携等による輸出振興体制を構築するため、国内において、産地

間連携による輸出期間の長期化やリレー輸出、共同輸送、鮮度保持技術の研究・開発、輸出環境課題の解決等に係る次の全ての取組を実施する。

ア 関係事業者等を参加者とする検討会の開催

品目別の業界や、複数の輸出産地における産地間連携等の推進に係る方針を策定するため、生産者や関係事業者の代表者、学識経験者等を参加者とする検討会を開催する。

イ 国内の輸出に取り組む産地等での検討会の開催

品目別の業界や、複数の輸出産地における産地間連携等の推進に係る方針の策定に向けて、生産現場からの意見の集約や、産地間連携への意識の醸成等を図るため、国内の各地域において、現地の生産者や関係事業者等を参加者とする検討会を開催する。

ウ 事業実施報告会の開催

ア及びイの取組の結果を踏まえて、事業実施主体における各種方針を策定後、当該方針を業界内に還元するため、生産者や関係事業者等を参加者とする説明会を開催する。

(2) 取扱品目に係る海外マーケットの調査

産地間連携等の推進に係る方針の策定に資するため、対象国・地域において、消費者や流通事業者等を対象として、流通状況や競合品の販売状況、輸入慣行、購買層ごとの消費・嗜好動向、知的財産権の取得制度等について、調査を実施する。

(3) 産地間連携等による海外での販路開拓

産地間連携等を通じて、新たな販路を開拓するため、対象国・地域において、国際見本市への出展や試食・商談会の開催等の販売促進活動や、セミナー事業の開催、商品パンフレットの配布等による効果的な広報活動を行う。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費並びに通信運搬費

3 輸出環境整備を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が対象国・地域が求める検疫等条件への対応（登録園地査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の取得・更新（GLOBALG.A.P.等）、対象国・地域において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機認証等）等の輸出環境整備を目的に行う取組を実施する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費並びに通信運搬費

4 輸出産地等による海外販売促進活動の取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外において、国際見本市への出展、試食・商談会の開催等の販売促進活動や、商品パンフレットの配布等による効果的な広報活動を実施する。

なお、支援対象となる取組は、次の（１）又は（２）とする。

- （１） 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となった都道府県の品目や、輸入規制措置が実質的に緩和され、輸出が可能となった都道府県の品目に係る取組
- （２） 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目に係る取組

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、委託費並びに通信運搬費

５ 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、先進的輸送技術（長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等）を活用した最適な輸出モデルの開発・実証を行い、輸出戦略実行委員会物流部会での優良事例の創出及び普及に繋げる。

（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、通信運搬費並びに輸送費

第４ 事業実施期間

- １ 本事業の実施期間は、平成29年度までとする。
 - ２ 事業実施主体ごとの補助期間については、次に掲げるとおりとする。
 - （１） 第３の１の取組については、最長３年間とする。ただし、次年度以降の事業実施計画の承認に当たっては、輸出戦略実行委員会が毎年度実施する取組状況の評価内容を次年度の事業実施計画に反映させることとし、改めて公募による採択を実施する。
 - （２） 第３の２の取組のうち、別表に掲げる同一の詳細品目及び同一の国・地域を対象として、同一の事業メニューを実施するものは、最長３年間とする。
- ただし、採択については、年度ごとに実施する。

第５ 採択基準

実施要綱第４の１の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- １ 必須となる基準
 - （１） 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - （２） 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - （３） 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
 - （４） 第３の４の取組以外の取組については、取組の対象国・地域向けに輸出可能な品目に係る取組であること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
 - ア 第３の１のうち品目別の共通ロゴマークの管理の取組
 - イ 第３の１又は２の海外マーケットの調査について、原発事故に伴う規

制や検疫条件の未設定、当該国・地域の食品安全に係る法規制等により輸出できない品目を対象とするもの

ウ 動物検疫の二国間協議が終了し、輸出に係る衛生証明書の発行が開始されることとなった国・地域を対象とするもの

- (5) 第3の4の取組については、食料産業局長が別途公示する国・地域及び品目を対象とすること。
- (6) 第3の2の取組の事業実施主体については、加工食品1品目以上について、少なくとも2都府県（北海道においては2つの総合振興局又は振興局）以上の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめていること。
- (7) 第3の2の取組であって、事業実施主体が民間事業者である場合には、事業実施に当たって、複数の都道府県の農林漁業者等との間で、対象品目の輸出目標数量及び輸出目標金額の設定に係る合意文書を取り交わしていること。

2 優先採択に係る基準

- (1) 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）に基づき認定された総合化事業計画及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）に基づき認定された農商工等連携事業計画に係る取組を優先採択することとする。
- (2) 輸出戦略（国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略）に定める国・地域別（主要なターゲット国）の取組を優先採択することとする。
- (3) 第3の2の取組については、国・地域別イベントカレンダーを活用した産地間連携の取組を優先採択することとする。
- (4) 第3の取組については、1の取組、2の（1）の取組、2の（2）の取組、2の（3）の取組、3から5までの取組の順に採択することとする。
- (5) 第3の2（3）の取組については、品目別輸出団体が事業実施主体として実施する取組及びその構成員等が事業実施主体として実施する取組については、第3の1により実施することとし、それ以外の取組を採択する。
- (6) 第3の3から5までの取組については、3の取組、5の取組、4の取組の順に採択し、4の取組については、別表に掲げる補助対象品目のうち1品目以上について少なくとも2都府県（北海道においては2つの総合振興局又は振興局）以上の複数産地や食品事業者等を取りまとめて実施するものを優先採択することとする。
- (7) 第3の4の取組については、（1）の取組を優先採択することとする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表 1 の 1 の 2 の (3) の輸出に取り組む事業者向け対策事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

(1) 事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の別添 1 から別添 5 までの「10. 積算内訳」の「事業の委託」及び「備考」欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

ア 委託先が決定しているときは委託先名

イ 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 事業実施主体は、委託に要する経費について、原則として、経済性の観点から相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。

相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を事業実施主体に帰属させるものとする。

その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第 7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書及び事業の一環として作成した報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から 3 年間、毎年度、事業の成果について、別記様式 3 により事業成果報告書を作成し、毎会計年度終了後 1 か月以内に事業承認者に報告するものとする。

第 8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者（交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第 12 の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第 5 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 9 その他

1 事業の実施に当たっては、「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク」、品目別の共通ロゴマークを使用し、海外における日本産農林水産物・食品の認知度向上を図るものとする。

2 第 3 の 1 及び 2 の取組のうち国内における各種検討会の開催に当たって

は、事業実施主体の構成員以外の関係者等にも幅広い参画を促すものとする。

- 3 補助事業の実施により収益が発生した場合の国庫補助金額については、次のとおり、補助事業に要した経費から当該収益及び補助事業の実施に要した経費のうち補助対象外経費を差し引いて得た金額とする。

国庫補助金額＝補助事業に要した経費－（補助事業の実施により発生した収益－補助事業の実施に要した経費のうち補助対象外経費（（補助事業の実施に要した経費－補助対象経費）×補助率））

- 4 事業実施主体は、事業終了後、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等により事業成果を公表することとする。

また、事業実施主体は、事業承認者が事業成果を普及しようとする際には、資料の提供等の協力をすることとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成26年9月12日付け26食産第2162号による改正後の輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領は、平成26年4月7日以降に申請のあった事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式2（第6関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

「輸出に取り組む事業者向け対策事業」事業実施計画の
承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合には、「第5の2」とすること。

（注2）関係書類として別添1から別添5までのいずれかを選択して添付すること。

[	第3の1の場合：別添1	第3の4の場合：別添4
	第3の2の場合：別添2	第3の5の場合：別添5
	第3の3の場合：別添3	

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度輸出に取り組む事業者向け対策事業事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添1から別添6までには、実績を記載すること。

(別添1) (ジャパン・ブランドの確立に向けた取組)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度 (月～ 月)

(6) 直近の収支予算及び収支決算

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業実施体制 (事業実施、経理その他管理体制)
(注) 補助事業を実施する能力、補助事業に係る経理その他の事務を行うための適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。なお、記載内容を別葉とすることができる。

(9) 事業担当者連絡先

① 役職名及び氏名

② 郵便番号及び住所

③ 電話番号及びFAX 番号

④ E メールアドレス

2. 事業の目的

これまでの経験、既存の文献等を参照した上で、輸出しようとする品目の現状について、次の(1)から(3)までの観点进行分析した上で、目的を記載すること。

(1) 輸出環境の分析

(国内における品目の生産(製造)・輸出状況、輸出体制、輸出によるメリット、輸出対象国・地域における当該品目に係る輸出可能性、市場の評価、競合品の動向等を踏まえ、輸出しようとする品目の強み、弱みを分析)

(2) 輸出対象国・地域において標的とする市場の絞込み

(上記分析を踏まえ、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等を選定)

(3) マーケティング要素の組み合わせによる最適化

(上記絞込みを踏まえた輸出対象に向けた商品、価格、流通経路の各設定及びプロモーションとの組み合わせ方法・内容)

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた目的を記載

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組(実績)

(注) 対象国・地域、対象品目ごとに記載すること。

(2) 輸出の現状

(注) 事業実施主体が現在取り組んでいる輸出の現状を記載すること。

(3) 輸出拡大の課題

(注) 実績報告時は、課題に対して、事業の実施により得られた結果を追加すること。

(4) (3) の課題を解決するための取組方針

(注) 取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

① 平成 29 年度 of 取組方針

(注) 2 年目以降の申請の場合は、実績を併せて記載すること。

② 平成 30 年度 of 取組方針

③ 平成 31 年度以降 of 取組方針

4. 対象国・対象品目等

(1) 対象国又は地域

① 対象国又は地域
ア 平成 29 年度

イ 平成 30 年度

ウ 平成 31 年度

② 選定理由

(2) 対象品目

① 対象品目
ア 平成 29 年度

イ 平成 30 年度

ウ 平成 31 年度

② 選定理由

5 輸出目標額等

(1) 29年度目標額の算出根拠並びに31年度までの目標額の設定及び達成の考え方

(2) 対象品目の内訳

(単位：千円)

対象国又は地域	品目	目標実績の別	平成27年度 (参考)	平成28年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
合 計		目標額					
		実績額					

(注1) 対象品目の内訳は、対象国・地域別及び4の(2)の①に記載した品目別に作成すること。

(注2) 対象品目の内訳が多数の場合には、これを別葉とすることができる。

(注3) 基準年度は、原則として事業実施年度の前年度とするが、数値が確定していない場合には、前年度の見込額及び参考値たる前々年度の実績額を記載すること。なお、後に数値が確定しても、目標額の変更はできない。

(注4) 目標額及び実績額の欄には、対象品目の対象国・地域向けに事業実施主体が取り組む輸出に係る金額(単位：千円)又は財務省の貿易統計に基づく輸出金額を記載すること。

6. 活動内容

(1) 国内検討会の開催（対象品目：水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶、林産物、青果物及び加工食品（菓子））

（注）分科会等の形式とする場合は、テーマごとに記載すること。

① 目的（検討テーマ等）

② 関係事業者等を参加者とする検討会の開催

ア 開催場所

イ 参加者・参加人数

ウ 検討方法・内容

③ 産地等での意見交換・集約に係る検討会の開催

ア 開催場所

イ 対象者・参加人数

ウ 検討方法・内容

④ 報告会の開催

ア 開催場所

イ 参加者・参加人数

ウ 方法・内容

(2) 海外マーケットの調査（対象品目：水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶、林産物、青果物及び加工食品（菓子））

（注）対象国・地域ごとに整理して記載すること。

① 調査目的

② 実施内容

ア 調査の種類

イ 調査対象者

ウ 調査対象者数

エ 調査方法

オ 調査の内容

カ 分析方法

キ 調査結果の活用方法（実績報告の際には、調査結果を追加すること。）

（３）日本産品の PR（対象品目：水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶、林産物、青果物及び加工食品（菓子））

① 目的

② 内容等

ア 広報媒体及びパンフレット等による PR（PR の種類ごとに記載すること。）

（ア）PR の種類

（イ）対象者

（ウ）訴求内容

（エ）PR 方法

（オ）作成部数、対象者ごとの配布計画

（カ）効果の検証方法（実績報告の際には、検証結果を追加すること。）

イ セミナー等の開催

（ア）事前調整・準備の内容

A 関係機関との調整

B セミナー開催の周知・PR 方法

C 参加者の募集方法

(イ) 取組内容

A 開催場所（都市、会場等）

B 対象者・参加人数

C 産品紹介の方法・期待される波及効果（実績報告の際には、検証結果を追加すること。）等

ウ 国内産地等招へい

(ア) 招へいする者（人数、職種、プロフィール等）

(イ) 産地等 PR の内容（紹介する産地の内容（対象品目に係る製造・加工技術等）、紹介方法、産地側参加者等）

(ウ) 期待される波及効果（実績報告の際には、検証結果を追加すること。）

(4) 品目別の共通ロゴマークの管理（対象品目：コメ、花き及び茶）

(注) 以下のアからエのうち必要な項目のみ記載すること。また、対象国・地域ごとに整理して記載すること。

① 目的

② 相手国に対する同マークの商標登録の申請、出願及び更新の内容

③ 使用実績の作成等の管理業務の内容

④ 不正使用等の権利侵害行為の監視・是正措置の内容

(5) 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施（対象品目：水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶、林産物、青果物及び加工食品（菓子））

① 課題の内容

② 内容（取組内容、対象となる生産地、施設等（住所、生産者、事業者等））

② 取組目標・成果

(6) 海外販売促進活動、販路開拓の取組

① 目的

② 場所・会場

③ 対象者・参加人数

④ 内容（実施方法、活動の検証方法等）

7. 事業成果の普及、公表方法等

8. 実施体制

(注) 6の各項目間の関係、それぞれの事業担当の氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。

9. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 6の活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

[illegible]

(2) 平成 29 年度事業完了予定年月日

10. 積算内訳(実績報告の際には「経費内訳」とする。)

区 分	事業費	負 担 区 分			事業の 委託	備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他		
1 国内検討会の開催	円	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容	※ 1 各経費については、第3の1の補助対象経費を参考とすること。 ※ 2 事業の一部を委託する場合には、それに要する経費を記載すること。 ※ 3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること(別葉可)。 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
2 海外マーケットの調査						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
3 日本製品のPR						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
4 品目別の共通ロゴマークの管理						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
5 輸出環境課題の解決に向けた取組の実施						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
6 海外販売促進、販路開拓						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円 〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
計						

(注)

1. 選択した事業メニューについて記載すること。
2. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
なお、備考については、別葉とすることができる。
3. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

11. 特記事項

12. 添付資料

- (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。

(別添2) (産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度 (月～ 月)

(6) 直近の収支予算及び収支決算

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業実施体制 (事業実施、経理その他管理体制)
(注) 補助事業を実施する能力、補助事業に係る経理その他の事務を行うための適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。なお、記載内容を別葉とすることができる。

(9) 事業担当者連絡先

① 役職名及び氏名

② 郵便番号及び住所

③ 電話番号及びFAX 番号

④ E メールアドレス

2. 事業の目的

これまでの経験、既存の文献等を参照した上で、輸出しようとする品目の現状について、次の(1)から(3)までの観点を分析した上で、目的を記載すること。

(1) 輸出環境の分析

(国内における品目の生産(製造)・輸出状況、輸出体制、輸出によるメリット、輸出対象国・地域における当該品目に係る輸出可能性、市場の評価、競合品の動向等を踏まえ、輸出しようとする品目の強み、弱みを分析)

(2) 輸出対象国・地域において標的とする市場の絞込み

(上記分析を踏まえ、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等を選定)

(3) マーケティング要素の組み合わせによる最適化

(上記絞込みを踏まえた輸出対象に向けた商品、価格、流通経路の各設定及びプロモーションとの組合せ方法・内容)

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた目的を記載

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組（実績）

(注) 対象国・地域、対象品目ごとに記載すること。

(2) 輸出の現状

(注) 事業実施主体が現在取り組んでいる輸出の現状を記載すること。

(3) 輸出拡大の課題

(注) 実績報告時は、課題に対して、事業の実施により得られた結果を追加すること。

(4) (3) の課題を解決するための取組方針

(注) 取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

① 平成 29 年度の取組方針

(注) 2 年目以降の申請の場合は、実績を併せて記載すること。

② 平成 30 年度の取組方針

③ 平成 31 年度以降の取組方針

4. 対象国・対象品目等

(1) 対象国又は地域

① 対象国又は地域

ア 平成 29 年度

イ 平成 30 年度

ウ 平成 31 年度

② 選定理由

(2) 対象品目

① 対象品目

(注) 記載に当たっては、健康食品、調味料類（みそ）等と具体的な品目を記載すること。以下同じ。

ア 平成 29 年度

イ 平成 30 年度

ウ 平成 31 年度

② 選定理由

5 輸出目標額等

(1) 29 年度目標額の算出根拠並びに 31 年度までの目標額の設定及び達成の考え方

(2) 対象品目の内訳

(単位：千円)

対象国又は地域	品 目	目標 実績 の別	平成27 年度 (参考)	平成28 年度 (基準年度)	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
合 計		目標額					
		実績額					

- (注1) 対象品目の内訳は、対象国・地域別及び4の(2)の①に記載した品目別に作成すること。
- (注2) 対象品目の内訳が多数の場合には、これを別葉とすることができる。
- (注3) 基準年度は、原則として事業実施年度の前年度とするが、数値が確定していない場合には、前年度の見込額及び参考値たる前々年度の実績額を記載すること。なお、後に数値が確定しても、目標額の変更はできない。
- (注4) 目標額及び実績額の欄には、事業実施主体が取り組む対象品目の対象国・地域向け輸出に係る金額(単位:千円)を記載すること。なお、販売促進団体等事業実施主体自らは輸出を行っていない場合、取組に直接参加する会員等の輸出金額を記載すること。

6. 活動内容

- (注) 事業実施主体は、必要に応じて以下の(1)から(3)までの事業メニューの中から必要とする事業メニューを選択して取組を実施することができる。ただし(2)の取組については、(1)の取組を併せて実施することを必須とする。
- また、(1)から(3)のうち必要な項目のみ記載すること。

(1) 産地間連携推進検討会の開催

① 目的

② 関係事業者等を参加者とする検討会の開催

ア 開催場所

イ 参加者・参加人数

ウ 検討方法・内容

③ 国内の輸出に取り組む産地等での検討会の開催

ア 開催場所

イ 対象者・参加人数

ウ 検討方法・内容

④ 事業実施報告会の開催

ア 開催場所

イ 参加者・参加人数

ウ 方法・内容

(2) 取扱品目に係る海外マーケットの調査

① 目的

② 調査の種類

③ 調査対象者

④ 調査対象者数

⑤ 調査方法

⑥ 調査の内容

⑦ 分析方法

⑧ 調査結果の活用方法（実績報告の際は、調査結果を追加すること。）

(3) 産地間連携等による海外での販路開拓

① 目的

② 場所・会場（海外における食品見本市、百貨店、レストラン等）

③ 対象者

④ 内容（実施方法、活動の検証方法等）

⑤ 販売促進活動のための広報（広報の種類ごとに記載すること。）

ア 広報の種類

イ 広報の対象者

ウ 広報の内容

エ 広報の方法

オ 作成部数、対象者ごとの配布計画

カ 効果の検証方法（実績報告の際には、検証結果を追加すること。）

- ⑥ セミナー等の開催
ア 事前調整・準備の内容
（ア）関係機関との調整

（イ）セミナー開催の周知・PR 方法

（ウ）参加者の募集方法

- イ 取組内容
（ア）開催場所（都市、会場等）

（イ）対象者・参加人数

（ウ）産品紹介の方法・期待される波及効果（実績報告の際には、検証結果を追加すること。）等

7. 事業成果の普及、公表方法等

8. 実施体制

（注）6 の各項目間の関係、それぞれの事業担当の氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。

9. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 6の活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

[illegible]

(2) 平成 29 年度事業完了予定年月日

10. 積算内訳(実績報告の際には「経費内訳」とする。)

[illegible]

(注)

1. 選択した事業メニューについて記載すること。
2. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
なお、備考については、別葉とすることができる。
3. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

11. 特記事項

12. 添付資料

- (1) 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式: 任意)を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。

(別添3) (輸出環境整備を図る取組)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度 (月～ 月)

(6) 直近の収支予算及び収支決算

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業実施体制 (事業実施、経理その他管理体制)
(注) 補助事業を実施する能力、補助事業に係る経理その他の事務を行うための適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。なお、記載内容を別葉とすることができる。

(9) 事業担当者連絡先

① 役職名及び氏名

② 郵便番号及び住所

③ 電話番号及びFAX 番号

④ E メールアドレス

2. 事業の目的

これまでの経験、既存の文献等を参照した上で、輸出しようとする品目の現状について、次の(1)から(3)までの観点进行分析した上で、目的を記載すること。

(1) 輸出環境の分析

(国内における品目の生産(製造)・輸出状況、輸出体制、輸出によるメリット、輸出対象国・地域における当該品目に係る輸出可能性、市場の評価、競合品の動向等を踏まえ、輸出しようとする品目の強み、弱みを分析)

(2) 輸出対象国・地域において標的とする市場の絞り込み

(上記分析を踏まえ、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等を選定)

(3) マーケティング要素の組み合わせによる最適化

(上記絞り込みを踏まえた輸出対象に向けた商品、価格、流通経路の各設定及びプロモーションとの組み合わせ方法・内容)

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた目的を記載

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組(実績)

(注) 対象国・地域、対象品目ごとに記載すること。

(2) 輸出の現状

(注) 事業実施主体が現在取り組んでいる輸出の現状を記載すること。

(3) 輸出拡大の課題

(注) 実績報告時は、課題に対して、事業の実施により得られた結果を追加すること。

(4) (3) の課題を解決するための取組方針

(注) 取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

① 平成 29 年度 of 取組方針

(注) 2 年目以降の申請の場合は、実績を併せて記載すること。

② 平成 30 年度 of 取組方針

③ 平成 31 年度以降 of 取組方針

4. 対象国・対象品目等

(1) 対象国又は地域

① 対象国又は地域

ア 平成 29 年度

イ 平成 30 年度

ウ 平成 31 年度

② 選定理由

(2) 対象品目

① 対象品目

(注) 記載に当たっては、輸出環境整備を図る具体的な品目を記載すること。

ア 平成 29 年度

イ 平成 30 年度

ウ 平成 31 年度

② 選定理由

5 輸出目標額等

(1) 29年度目標額の算出根拠並びに31年度までの目標額の設定及び達成の考え方

(2) 対象品目の内訳

(単位：千円)

対象国又は地域	品目	目標 実績 の別	平成27 年度 (参考)	平成28 年度 (基準年度)	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
合 計		目標額					
		実績額					

- (注1) 対象品目の内訳は、対象国・地域別及び4の(2)の①に記載した品目別に作成すること。
- (注2) 対象品目の内訳が多数の場合には、これを別葉とすることができる。
- (注3) 基準年度は、原則として事業実施年度の前年度とするが、数値が確定していない場合には、前年度の見込額及び参考値たる前々年度の実績額を記載すること。なお、後に数値が確定しても、目標額の変更はできない。
- (注4) 目標額及び実績額の欄には、事業実施主体が取り組む対象品目の対象国・地域向け輸出に係る金額(単位：千円)を記載すること。なお、販売促進団体等事業実施主体自らは輸出を行っていない場合、取組に直接参加する会員等の輸出金額を記載すること。

6. 活動内容

輸出環境整備

(1) 目的

(2) 輸出環境整備の内容（GLOBALG. A. P. やハラル認証の取得・更新等）

(3) 対象となる生産地、施設等（住所、生産者、事業者等）

7. 事業成果の普及、公表方法等

8. 実施体制

(注) 6の各項目間の関係、それぞれの事業担当の氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。

9. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 6の活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

項 目	平成 年									年		
	4 月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(2) 平成 29 年度事業完了予定年月日

10. 積算内訳(実績報告の際には「経費内訳」とする。)

区 分	事業費	負 担 区 分			事業の委託	備 考
		国 庫補助金	自 己負担金	その他		
輸出環境整備 (区分例) (1) ○○認証の取得 (2) ○○国査察官の招へい	円	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容	※1 各経費については、経費の補助対象とする ※2 第3の参考とす。事業の経費を記載する ※3 費を分かつ。旅費については、旅費を使用する者の内訳を記載する(別葉可)。 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円

[illegible][illegible]

十

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
なお、備考については、別葉とすることができる。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

11. 特記事項

12. 添付資料

- (1) 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。

(別添4) (輸出産地等による海外販売促進活動の取組)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度 (月～ 月)

(6) 直近の収支予算及び収支決算

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業実施体制 (事業実施、経理その他管理体制)
(注) 補助事業を実施する能力、補助事業に係る経理その他の事務を行うための適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。なお、記載内容を別葉とすることができる。

(9) 事業担当者連絡先

① 役職名及び氏名

② 郵便番号及び住所

③ 電話番号及びFAX 番号

④ E メールアドレス

2. 事業の目的

これまでの経験、既存の文献等を参照した上で、輸出しようとする品目の現状について、次の(1)から(3)までの観点を分析した上で、目的を記載すること。

(1) 輸出環境の分析

(国内における品目の生産(製造)・輸出状況、輸出体制、輸出によるメリット、輸出対象国・地域における当該品目に係る輸出可能性、市場の評価、競合品の動向等を踏まえ、輸出しようとする品目の強み、弱みを分析)

(2) 輸出対象国・地域において標的とする市場の絞込み

(上記分析を踏まえ、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等を選定)

(3) マーケティング要素の組み合わせによる最適化

(上記絞込みを踏まえた輸出対象に向けた商品、価格、流通経路の各設定及びプロモーションとの組合せ方法・内容)

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた目的を記載

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組(実績)

(注) 対象国・地域、対象品目ごとに記載すること。

(2) 輸出の現状

(注) 事業実施主体が現在取り組んでいる輸出の現状を記載すること。

(3) 輸出拡大の課題

(注) 実績報告時は、課題に対して、事業の実施により得られた結果を追加すること。

(4) (3) の課題を解決するための取組方針

(注) 取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

① 平成 29 年度の実績

(注) 2 年目以降の申請の場合は実績を記載すること。

② 平成 30 年度の実績

③ 平成 31 年度以降の実績

4. 対象国・対象品目等

(1) 対象国又は地域

① 対象国又は地域

② 選定理由

(2) 対象品目

① 対象品目

(注) 記載に当たっては、青果物（りんご）〇〇県産、調味料類（みそ）△△県産等と具体的な品目を記載すること。以下同じ。

② 選定理由

5 輸出目標額等

(1) 29年度目標額の算出並びに31年度までの目標額の設定及び達成の考え方

(注) 対象国又は地域に輸出条件が整備されている(輸出可能な)品目であり、本事業により輸出を促進する品目であること。

(2) 対象品目の内訳

(単位：千円)

(単位：円)

対象国又は地域	品目	産地	目標実績の別	平成27年度 (参考)	平成28年度 (基準年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			目標額					
			実績額					
			目標量 (単位)					
			実績量 (単位)					
			目標額					
			実績額					
			目標量 (単位)					
			実績量 (単位)					
合 計			目標額					
			実績額					

(注1) 対象品目の内訳は、対象国・地域別及び4の(2)の①に記載した品目別・産地別に作成すること。

(注2) 対象品目の内訳が多数の場合には、これを別表とすることができる。

(注3) 基準年度は、原則として事業実施年度の前年度とするが、数値が確定していない場合には、前年度の見込額及び参考値たる前々年度の実績額を記載すること。なお、後に数値が確定しても、目標額の変更はできない。

(注4) 目標額及び実績額の欄には、事業実施主体が取り組む対象品目の対象国又は地域向け輸出に係る金額(単位：千円)を記載すること。なお、販売促進団体等事業実施主体自らは輸出を行っていない場合、取組に直接参加する会員等の輸出金額を記載すること。

6. 活動内容

(1) 実施要領第3の4の(1)又は(2)のうち該当する取組

(2) 海外販売促進活動

① 目的

② 場所・会場（海外における食品見本市、百貨店、レストラン等）

③ 対象者

④ 内容（実施方法、活動の検証方法等）

⑤ 販売促進活動のための広報（広報の種類ごとに記載すること。）

ア 広報の種類

イ 広報の対象者

ウ 広報の内容

エ 広報の方法

オ 広報媒体の作成部数、対象者ごとの配布計画

カ 効果の検証方法（実績報告の際には、検証結果を追加すること。）

7. 事業成果の普及、公表方法等

8. 実施体制

（注）事業担当の氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。

9. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 月ごとにスケジュールを記載すること。

項 目	平成 年									年		
	4 月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(2) 平成 29 年度事業完了予定年月日

10. 積算内訳(実績報告の際には「経費内訳」とする。)

区 分	事業費	負 担 区 分			事業の委託	備 考
		国 庫補助金	自 己負担金	その他		
輸出産地等による海外販売促進活動の取組 ※ 取組ごとに記載すること。	円	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業内容	※1 各経費については、経費の4の補助対象とす。経費の参考となる経費を記載すること。 ※2 事業の経費を記載すること。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳を記載すること(別葉可)。
(区分例)						
1 ○○見本市への出展						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
2 ○○フェアへの参加						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円

3	〇〇商談会への参加					〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
計						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円
						〇〇〇費 単価×数量、員数等=△△△円

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

なお、備考については、別葉とすることができる。

2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

11. 特記事項

12. 添付資料

(1) 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式: 任意)を添付すること。

(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。

(4) 必要に応じて資料を添付すること。

(別添5) (先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度 (月～ 月)

(6) 直近の収支予算及び収支決算

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業実施体制 (事業実施、経理その他管理体制)
(注) 補助事業を実施する能力、補助事業に係る経理その他の事務を行うための適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。なお、記載内容を別葉とすることができる。

(9) 事業担当者連絡先

① 役職名及び氏名

② 郵便番号及び住所

③ 電話番号及びFAX 番号

④ E メールアドレス

2. 事業の目的

これまでの経験、既存の文献等を参照した上で、輸出しようとする品目の現状について、次の(1)から(3)までの観点を分析した上で、目的を記載すること。

(1) 輸出環境の分析

(国内における品目の生産(製造)・輸出状況、輸出体制、輸出によるメリット、輸出対象国・地域における当該品目に係る輸出可能性、市場の評価、競合品の動向等を踏まえ、輸出しようとする品目の強み、弱みを分析)

(2) 輸出対象国・地域において標的とする市場の絞込み

(上記分析を踏まえ、販売対象、販売方法、競合品との差別化方法等を選定)

(3) マーケティング要素の組み合わせによる最適化

(上記絞込みを踏まえた輸出対象に向けた商品、価格、流通経路の各設定及びプロモーションとの組合せ方法・内容)

(4) 上記(1)～(3)を踏まえた目的を記載

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組(実績)

(注) 対象国・地域、対象品目ごとに記載すること。

(2) 輸出の現状

(注) 事業実施主体が現在取り組んでいる輸出の現状を記載すること。

(3) 輸出拡大の課題

(注) 実績報告時は、課題に対して、事業の実施により得られた結果を追加すること。

(4) (3) の課題を解決するための取組方針

(注) 取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

① 平成 29 年度 of 取組方針

(注) 2 年目以降の申請の場合は実績を記載すること。

② 平成 30 年度 of 取組方針

③ 平成 31 年度以降 of 取組方針

4. 対象国・対象品目等

(1) 対象国又は地域

① 対象国又は地域

② 選定理由

(2) 対象品目

① 対象品目

(注) 記載に当たっては、青果物（りんご）〇〇県産、調味料類（みそ）△△県産等と具体的な品目を記載すること。以下同じ。

② 選定理由

5 輸出目標額等

- (1) 29 年度目標額の算出根拠並びに 31 年度までの目標額の設定及び達成の考え方
 (注) 対象国又は地域に輸出条件が整備されている（輸出可能な）品目であり、本事業により輸出を促進する品目であること。

(2) 対象品目の内訳

(単位：千円)

対象国又は地域	品目	目標 実績 の別	平成27 年度 (参考)	平成28 年度 (基準年度)	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
		目標額					
		実績額					
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
合 計		目標額					
		実績額					

- (注1) 対象品目の内訳は、対象国・地域別及び4の(2)の①に記載した品目別に作成すること。
 (注2) 対象品目の内訳が多数の場合には、これを別表とすることができる。
 (注3) 基準年度は、原則として事業実施年度の前年度とするが、数値が確定していない場合には、前年度の見込額及び参考値たる前々年度の実績額を記載すること。なお、後に数値が確定しても、目標額の変更はできない。
 (注4) 目標額及び実績額の欄には、事業実施主体が取り組む対象品目の対象国・地域向け輸出に係る金額（単位：千円）を記載すること。なお、販売促進団体等事業実施主体自らは輸出を行っていない場合、取組に直接参加する会員等の輸出金額を記載すること。

6. 活動内容

(1) 目的

(2) 当該輸出産品の海外輸送における課題

(3) 内容

① 課題を踏まえた輸出モデルの確立方針

② 取組内容

ア 検討会の開催

イ 実態調査の実施

ウ 輸出モデルの開発内容

エ 輸出モデルの検証方法

オ 成果報告会の開催

(4) 品質保持及び輸送コストの現状・低減目標（実績報告の際には、結果を追加すること）

(5) 実施時期及び実用化までのスケジュール

7. 事業成果の普及、公表方法等

8. 実施体制

（注）事業担当の氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。

9. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 詳細な取組ごと及び月ごとにスケジュールを記載すること。

[illegible]

(2) 平成 29 年度事業完了予定年月日

10. 積算内訳(実績報告の際には「経費内訳」とする。)

区 分	事業費	負 担 区 分			事業の委託	備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他		
先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証の取組 ※ 取組ごとに記載すること。	円	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託業務内容	※ 1 経費にたいしては、対象とする ※ 2 補助金の取組を委託する ※ 3 経費の参合に費用を要する。旅費は、内訳を分かつ（別紙） ○単価×数量、員数等=△△△円 ○単価×数量、員数等=△△△円 ○単価×数量、員数等=△△△円
1 検討会の開催						

2 実態調査の実施						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
3 輸出モデルの開発						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
4 輸出モデルの検証						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
5 成果報告会の開催						○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等=△△△円
計						

(注)

1. 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
なお、備考については、別葉とすることができる。
2. 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

11. 特記事項

12. 添付資料

- (1) 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式:任意)を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) 必要に応じて資料を添付すること。

別記様式 3（第 7 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

「輸出に取り組む事業者向け対策事業」に係る事業成果の報告について

輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領（平成 年 月 日付け 食産第 号）
第 7 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（注）関係書類として別添を添付すること。
なお、複数の事業メニューを選択する場合は、それぞれ別添を作成すること。

(別添)

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

2 輸出金額の目標及び実績等

(1) 対象国又は地域

(2) 対象品目

(3) 対象品目の内訳

(単位：千円)

対象国又は地域	品 目	目標 実績 の別	平成・・年度 (参考)	平成・・年度 (基準年度)	平成・・年度	平成・・年度	平成・・年度
		目標額					
		実績額		()			
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
		目標額					
		実績額		()			
		目標量 (単位)					
		実績量 (単位)					
合 計		目標額					
		実績額		()			

(注1) 対象品目の内訳は、対象国又は地域別及び2の(2)に記載した品目別に作成すること。

(注2) 対象品目の内訳が多数の場合、これを別葉とすることができる。

(注3) 基準年度に、事業実施年度の前年度の見込額を記載した場合、()に前年度輸出実績額を記載すること。

(注4) 目標額及び実績額は、事業実施主体が取り組む対象品目の対象国又は地域向け輸出金額(単位：千円)を記載すること。なお、販売促進団体等事業実施主体自身は輸出を行っていない場合、取組に直接参加する会員等の輸出金額を記載すること。

3 活動内容

(注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4 評価

(1) 目標達成率

(注) 事業実施年の目標額に対する実績額の比率を記載すること。

(2) 目標達成率の背景（要因分析）

(注) 商談会における商談件数、成約件数などを定量的に盛り込み、輸出の課題に対する結果など事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

また、目標額を達成できなかった場合についても、その要因を詳細に分析すること。

5 次年度以降の活動方針

(注) 上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。